

# 説明内容

- 1 全員部活動制の終了について
- 2 拠点校方式による部活動について
- 3 ロードマップについて

# I 全員部活動制の終了について

## (1) 全員部活動制の終了とは

- 西予市内の中学生が何らかの部活動に所属をする制度を終了
- (3)に示す適用開始時期より部活動に入部するかどうかを選択可能

## (2) 全員部活動制を終了する根拠・理由

- 部活動は教育課程外の活動であり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われるもの」であるとともに、「部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務」との位置付け
- クラブと部活動両方で活動している生徒が一定数いるとともに、部活動の地域展開を行っていく上で全員部活動制を終了することは必要不可欠
- 県内において、完全に全員部活動制であるのは西予市を含め2市町のみ

### 全員部活動制による様々な弊害

#### 【保護者】

- 部活動と地域クラブ活動の2重登録が負担
- 入部の強制により、苦痛に感じる子供
- 選択肢がない中で強制的な入部による、生徒、保護者、教職員への負担大

#### 【生徒】

- クラブに所属しながら部活動を行うことへの様々な負担
- 選択肢が少ないがゆえに、希望しない部活への強制的な入部が負担
- 部活動以外に注力したいことがある場合に弊害
- 全員部活動制のため、習い事の継続を断念

# I 全員部活動制の終了について

## (3) 全員部活動制の終了適用時期等

R8年度	適用開始時期	備考
1年生	令和8年4月～	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度中に入学時の入部有無について事前調査</li><li>希望者は入学時に入部希望届を提出</li></ul>
2年生	総合体育大会・コンクール等終了後 ※学校裁量の部分も	<ul style="list-style-type: none"><li>令和7年度中に適用時期開始後の部活動所属について事前調査</li><li>原則、適用開始後に部活動の転部、退部を認める。</li></ul>
3年生	令和7年度までと同様の時期に部活動を引退	<ul style="list-style-type: none"><li>全員部活動制最後の学年</li></ul>

## (4) 全員部活動制の終了に関する事項について①

項目	終了後の動き
個人種目のない競技が団体出場必要人数を下回った場合について	<ul style="list-style-type: none"><li>西予市内で合同部活動を各部活動ごとに検討する。</li><li>合同部活動を実施しても部員が不足する場合は、次年度以降の入部状況を鑑みて、廃部も視野に入れての検討を各学校で行う。</li></ul> <p>※文化部については上記の限りではない。</p>

# | 全員部活動制の終了について

## (4) 全員部活動制の終了に関する事項について②

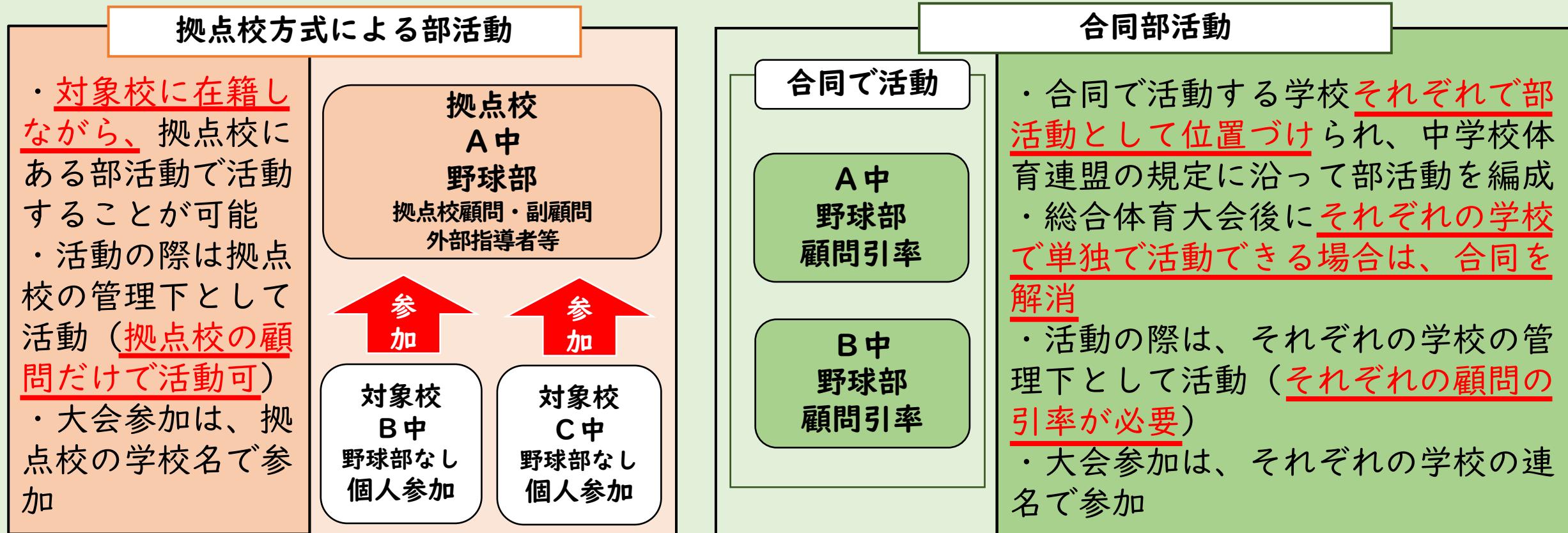
項目	終了後の動き
部費に係るPTA会費	<ul style="list-style-type: none"><li>・部費に係る費用(体育・文化後援会費)のみ、部活動所属家庭から個人徴収</li><li>・徴収月額は市内で統一する。(検討の余地あり)</li><li>・各校の部活動への配分については学校裁量とする。</li><li>・入部した時点で徴収し、<b>退部した場合の払い戻しは原則行わない。</b></li></ul>
地域クラブとの兼ね合いについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域クラブ所属の生徒が部活動に所属することは可とする。</li><li>・ただし、種目によっては二重登録等によって大会参加に支障が生じる場合があることを留意するとともに、所属については個人の責任とする。</li></ul>
総合体育大会や新人体育大会への出場について	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>地域クラブ所属の生徒が左記の大会に参加することは可能</b>だが、その地域クラブが県の中学校体育連盟のクラブ登録(一・二次)を行い、種目ごとに決められている出場資格を満たした場合のみとなる。(詳細:県中体連HP)</li><li>・左記の大会に、部活動もしくは地域クラブでの出場となる。</li></ul>
卒業アルバムの部活動写真について	<ul style="list-style-type: none"><li>・部活動に所属しない生徒の部活動写真撮影の有無については学校裁量で判断する。</li></ul>

## 2 捠点校方式による部活動について

### (1) 捠点校方式による部活動とは

在籍する学校に希望する部活動がない生徒が、希望する部活動がある学校を拠点として活動する形態

### (2) 捠点校方式による部活動と合同部活動の違い



## 2 捕点校方式による部活動について

- ① 捕点校方式による部活動は在籍校にない部活動へ個人が参加するものとし、移動については、保護者送迎とする。
- ② 捕点校方式による部活動を希望する場合は、捕点校の部活動規定に従って活動する。
- ③ 原則、西（宇和・三瓶・明浜）と東（野村・城川）の2ブロック制で行うが、市内に1つしかない部活動およびブロック内にない部活動を希望する場合は、ブロックを越えての参加も可とする。  
※ 平日の参加が難しい場合は、平日の活動は強制をせず、自主練習とする。ただし、学校管理下外であるため、見守り教員は配置しない。学校施設を自主練習で使用する場合は社会体育での利用に限る。（所属校に異性の部活動があるときはこの限りではない）
- ④ 希望者およびその保護者は、上記の条件に同意のうえで、申込書を提出する。  
※ ブロック内に同種目の捕点校が複数ある場合は、希望者がどの捕点校で部活動を行うか選択することができる。ただし、希望する捕点校が受け入れを認める場合に限る。  
※ 捕点校が対象校からの参加者を含めても大会出場必要人数に満たない場合は、合同部活動を検討する。  
※ 今後、対象校の生徒数の合計が大会出場必要人数を上回った場合でも、対象校に新たに部活動を設置することはない。
- ⑤ 所属する部活動はこれまで通り1つのみとし、休日だけ別の種目の捕点校部活動に参加するなどの例外は認めない。
- ⑥ 新1年生については、令和8年度4月から実施する。捕点校方式による部活動への参加による2年生の部活動変更を認めるが、総体やコンクールの参加等に影響が出る可能性が高いため、転部を認める時期を総合体育大会やコンクール終了後とする。（全員部活動制の終了と合わせる）
- ⑦ 捕点校からは「捕点校部活動実施申請書」を、対象校からは「捕点校部活動参加申請書」を、保護者からは「参加申込書兼同意書」を提出してもらう。
- ⑧ 捕点校の部活動に参加する場合は、その捕点校に部費に係るPTA会費を支払うこととする。
- ⑨ 令和8年度以降の卒業アルバムにおける部活動写真については、捕点校と対象校との協議により決定する。（全員部活動制の終了により、全員の部活動所属がないことも考慮）

## 2 拠点校方式による部活動について

- 市内で1つしかない部活動
- 合同部活動を現在実施中

- ブロック内に拠点なし
- 下線は外部指導者あり

部活動名	種	宇和中	明浜中	三瓶中	野村中	城川中	備考
陸上競技	共	拠点	○	○	○	○	ブロックを超えての参加可
水泳	共	拠点	○	○	○	○	ブロックを超えての参加可
バスケットボール	男	拠点	○	○	○	○	ブロックを超えての参加可 野村の平日の活動については女子と活動可
バスケットボール	女	合・拠	○	合同	拠点	○	
バレーボール	男	拠点	拠点	○	○	○	三瓶・野村の平日の活動については女子と活動可
バレーボール	女	単独	合同	合同	拠点	○	
卓球	男	拠点	○	拠点	単独	単独	
卓球	女	拠点	○	拠点	○	拠点	野村の平日の活動については男子と活動可
ソフトテニス	男	拠点	○	拠点	○	○	明浜・野村・城川の平日は女子と活動可
ソフトテニス	女	拠点	拠点	○	単独	単独	三瓶の平日の活動については男子と活動可
サッカー	男	拠点	○	○	拠点	○	
軟式野球	男	合・拠	○	合同	合同	合同	明浜は宇和の部活動に参加可

## 2 拠点校方式による部活動について

・市内で1つしかない部活動

・下線は外部指導者あり

部活動名	種	宇和中	明浜中	三瓶中	野村中	城川中	備考
柔道	共	拠点	○	○	○	拠点	
剣道	共	<u>拠点</u>	○	○	○	○	
相撲	男	○	○	○	<u>拠点</u>	○	ブロックを超えての参加可
ソフトボール	女	<u>拠点</u>	○	○	○	○	

部活動名	種	宇和中	明浜中	三瓶中	野村中	城川中	備考
吹奏楽	共	拠点	○	○	拠点	○	
箏曲	共	○	○	○	<u>拠点</u>	○	ブロックを超えての参加可
美術	共	<u>単独</u>					
茶道	共	<u>単独</u>					
華道	共	<u>単独</u>					
創作・創造	共			単独	単独	単独	休日の活動はないため、拠点校方式による部活動の対象外とする。

国が定める期間	改革推進期間	改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）											
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度									
部活動	全員部活動制	新たな部活動制度														
	拠点校方式による部活動の検討	合同・拠点校方式による部活動		合同・拠点校方式による部活動（平日）												
	実証事業	拠点校方式による部活動を中心に外部指導者配置														
地域展開	ロードマップ作成	ロードマップの実行（必要に応じて適宜見直し）														
	地域クラブ認定体制作り	地域クラブ認定														
		人材バンク設置	部活動・認定クラブに指導者のマッチング													
	地域指導者の確保（地域・教員・教員OB等）															
	指導団体の確保															
	推進協議会等、地域展開推進に係る会															
活動形態	部活動	部活動&地域クラブ（認定クラブ・その他の市内外クラブ）					地域クラブ									
	中1 ・R8年度の部活動所属についての事前調査	中2 ・R8総体・コンクール後、全員部活動制終了 ・終了後に拠点校部活動・地域クラブに参加可能	中3													
各学年の動き	小6 ・R8年度に向けての説明会 ・部活動入部に係る事前調査	中1 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	中2 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	中3 平日休日ともに部活動を実施できる最後の学年												
	小5	小6 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	中1 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	中2 ・総体・コンクール後の部活動は平日のみの活動となる。												
	小4	小5 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	小6 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	中1 ・総体・コンクール後の部活動は平日のみの活動となる。	中2 ・部活動終了	中3 3年間部活動に所属できる最後の学年										
	小3	小4 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	小5 ・全員部活動制の終了 ・拠点校への部活動に参加することも可能	小6 ・部活動終了	中1 ・部活動終了	中2 ・部活動終了	中3 ・部活動終了									

☆地域展開完了（令和12年夏）

【地域クラブでの活動】  
 ・総合型スポーツクラブ  
 ・社会体育クラブ  
 ・競技連盟  
 ・文化・芸術団体  
 ・教員（兼職兼業）によるクラブ

等

（一年4月  
2年総体・コンクール後）

☆全員部活動制の終了

☆休日の部活動終了

平日休日ともに部活動を実施できる最後の学年

☆部活動終了

3年間部活動に所属できる最後の学年

・部活動所属生徒は総体・コンクール後に、クラブへの所属等を決定